

コンサルティング業務 契約書面

本コンサルティング申込については、本契約書により取り扱います。本契約書をご理解いただき、遵守の上、受講していただきますようお願い申し上げます。

私（以下「甲」）は、コンサルティング業務 契約書に基づいて、提供者（以下「乙」）との間で、コンサルティング業務（以下「本業務」）に関する契約（以下「本契約」）を締結します。

1 （契約・役務提供の成立）

（１）本契約の成立は、甲が申し込みフォームから必要事項をご送信いただき、乙から甲に送信される自動返信メールを甲が受領した時とします。

（２）役務提供の成立は、乙から甲に教材閲覧権限を付与した時または個別セッション開始時のいずれか早いほうとします。

2 （提供者（乙）に関する情報）

氏名：清野翔太

住所：〒272-0138 千葉県市川市南行徳1-6-12 サンシティ南行徳407

電話番号：080-5560-7220

メールアドレス：tanosuke888@gmail.com

3 （本業務に関する事項）

（１）乙は甲に対して、甲の事業支援を目的として、経営等についての助言、指導を行うコンサルティング業務を行います。本業務の内容は、以下のとおりとなります。

- ① 個別コーチング（個別セッション）月2回
- ② 期間中メールサポート
- ③ 本業務期間は、初回セッション日より10か月となります

（２）甲の自己都合による、乙との個別セッションの未実施はいかなる場合も、欠席扱いとします。

（３）甲は、本規約に基づく乙による提案の採否は自らの責任で行うものとし、乙は提案内容に関し、一切の保証および責任を負いません。

4 （特定負担に関する事項）

本講座の講座費用、その支払時期及び方法は、以下のとおりとします。

（１）お支払い金額

【10か月コース】 合計金額：900,000 円

一括払い：900,000 円

分割払い（10 回以内）：900,000 円

分割払い（11回以上）：900,000 円 + 分割手数料

※11回以上の分割の場合、10回支払い時点の残額の10%が分割手数料になります。

【分割の支払い金額】

各回 3 万円以上

甲は分割支払いを怠った場合、支払期日の翌日より支払済みまで、年14.6%の割合（1年を365 日とする日割計算）によって遅延損害金を支払うものとします。

（２）支払方法

①本業務費用の支払方法は、クレジットカード決済(一括のみ)、または銀行振込とします。

②振込みの場合、下記の口座に振り込むこと。なお、振込手数料は甲負担とします。

三菱UFJ銀行 新宿中央支店

普通 5963549 清野翔太

（３）お支払い期日

【一括払い】

本業務契約成立日から3日以内とします。（金融機関休業日の場合は前営業日）。

【分割払い】

第1回目のお支払いは、本業務契約成立日から3日以内とします。（金融機関休業日の場合は前営業日）。第2回目以降毎月25日までの支払いとします。

5 （特定負担以外の義務の内容）

甲及び乙は、本業務を通じて知り得た業務上、営業上、及び技術上の情報を、相手方の明示の承諾なく第三者に開示又は漏えいしないものとします。

6（本契約の解除に関する事項）

（１）本契約書面記載した３項（３）に記載するお支払い期日までにお支払が無い場合、甲の契約不履行として本契約は解除されます。

（２）乙は、本講座の受講期間内に限り、甲に以下に定める事由がある場合には、本契約を解除することができます。

①本コンサルティング受講中の甲の態度が著しく悪く、且つ、乙からの通知を経ても改善がみられない場合。

②乙の信用または名誉等を著しく傷つける行為が認められた場合。

（３）役務提供後においては、いかなる理由においても、甲は乙に納品の取消・解約などにより本業務の受講料の返金を請求することはできないことを了承します。

7（クーリング・オフ）

（１）甲は、本契約書面を受領した日から８日を経過するまでは、乙宛に通知を発信することにより本契約を解除することができます。甲が本条に基づき本契約を解除した場合、乙は、違約金及び受講料等の対価等の支払を求めることはありません。また、乙が本契約に関して甲から金銭を受領しているときは、速やかに全額を返還するものとし、乙が本契約に関して甲に提供した資料等があるときは、乙の費用負担にて当該資料等を引き取るものとします。

（２）甲によるクーリング・オフが乙により妨害された場合、甲は、改めて乙からクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、乙よりその内容についての説明を受けた日から起算して８日を経過するまでは、クーリング・オフをすることができます。

（３）甲が受講料等を、クレジットカードを利用して支払った場合の清算方法は、各カード会社所定の方法によるものとします。

8（その他契約関連事項）

甲及び乙は、本契約の解釈について疑義が生じた場合、または、本契約に定めのない事項が生じた場合、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとします。

以上

【お問合せ先】

清野翔太事務局

メールアドレス：tanosuke888@gmail.com